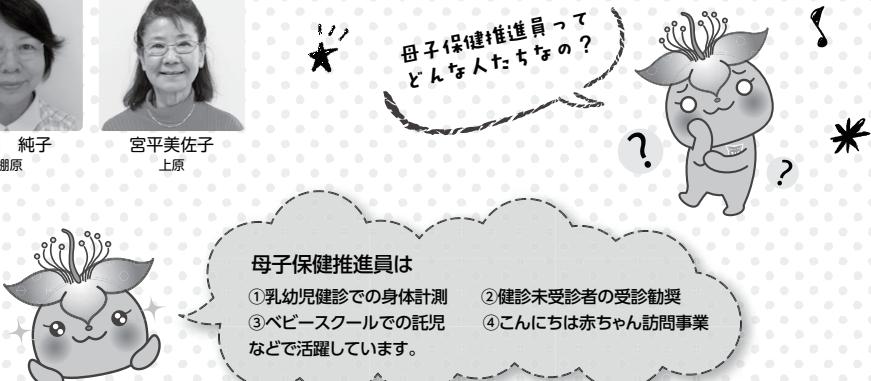


# ★ 私たちが♪ 母子保健推進員です!! ♪



全国の市町村で実施している「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、生後4か月までの赤ちゃんがいる家を全部訪問します。子育て情報を届けながら訪問するので、お困りごとなどお気軽に声かけください!!

子育て中の皆さん!地域のママ友、母子保健推進員をよろしくお願いします!

【お問い合わせ】 福祉部 健康支援課 保健予防係 ☎945-4791

## みんなで創ろう、みんなの場所 ～農水產物流通・加工・觀光拠点施設～



施設の指定管理者が沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）に決まりました!

西原町では、西原町農水產物流通・加工・觀光拠点施設について指定管理者の公募を行い、平成30年12月の定例議会で指定管理者として沖縄県農業協同組合（JAおきなわ）が指定されました。それを受け、令和元年5月21日に基本協定を結びました。今後、JAおきなわと連携して西原町を盛り上げていきます!



【お問い合わせ】 建設部 産業觀光課 農地農政係 ☎945-4540

## あなたの使用している土地は「農地」ではありませんか?

農業委員会では、農地の適正な利用を図るために農地パトロールを行っています。あなたが貸している又は使用している土地は下記のケースに該当しませんか。該当する場合は、早急に下記までご相談ください。

### 1.「農業振興地域」の「農用地区域」である。

「農用地区域」の場合、登記簿地目にかかわらず原則として転用することはできません。（地目が「宅地」や「雑種地」であっても、農業上の利用以外認められません）

農業振興地域とは農業の振興を図るために地域として、県知事が市町村ごとに指定する地域。本町の場合、「市街化調整区域」=「農業振興地域」となります。

農用地区域とはおおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域。

### 2.1以外で、登記簿地目が「畠」である。

地目が「畠」である場合は、農地法に基づく許可等を受けなければいけません。許可をとらずに転用した場合、農振法や農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。（原状回復命令や、懲役・罰金が科される等）

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281

## 西原町初小規模多機能型居宅介護事業所 (福)乙羽会 グリーンハウス西原

建設地:西原町字小那覇218番地



H31年度開設予定

・ケトン食・薬膳食  
▶相談応じます。

開設準備室 ☎944-3266

準備室 室長 外間千賀子  
西原町字翁長 562-1 102号